

陸上自衛隊安全管理規則第 1 2 条に基づき、自衛隊海上輸送群の船舶安全守則に関する達を次のように定める。

令和 7 年 3 月 2 8 日

陸上幕僚長 陸将 森下 泰臣

自衛隊海上輸送群の船舶安全守則に関する達

(趣旨)

第 1 条 この達は、自衛隊海上輸送群の使用する船舶に関する安全守則のうち、船舶内に掲示すべきものについて、その区分、番号、表題、内容及び掲示要領等について定めるものとする。

(用語の定義)

第 2 条 この達において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 船舶 自衛隊海上輸送群が使用する船舶をいう。
- (2) 安全守則 船舶の装備品等の操作及び取扱い等に際して、人命の安全を確保するとともに当該装備品等の安全上重大な事故又は故障欠損を防止するため、乗員が遵守すべき事項をいう。

(区分、番号、表題、掲示場所及び掲示内容)

第 3 条 掲示する安全守則の区分、番号、表題、掲示場所及び表題別掲示内容の基準については、陸上幕僚長等が通達等により別に定める。

(掲示等)

第 4 条 船舶の長(ぎ装員長を含む。以下同じ。)は、当該船舶の装備品等に応じ必要な安全守則を船舶内の定められた場所に掲示し、及び乗員に遵守させなければならない。

- 2 船舶の長は、掲示すべき安全守則について当該船舶の装備品等の構造、性能等にかんがみ、前条に定める基準により難いと認める場合は、順序を経て陸上幕僚長に上申するものとする。

(銘板の材質等)

第 5 条 安全守則の掲示に用いる銘板等(以下「銘板等」という。)の材料、材料別使用区分及び寸法の基準は、掲示場所、掲示内容及び掲示の目的にかんがみ、自衛隊海上輸送群司令が別に定める。

- 2 銘板等の文字の字体、大きさ及び色等は、自衛隊海上輸送群司令が別に定めるところによる。

附 則

この達は、令和 7 年 3 月 2 4 日から施行する。